

## 第2章 全体構想

### 1 まちづくりの基本理念

まちづくりの基本理念とは、飯島町が目指すまちづくりの基本的な考え方であり、本計画の指針となるものです。このため、「飯島町民憲章に掲げられた理念」と「飯島町第6次総合計画におけるまちの将来像」をまちづくりの基本理念として定めます。

### まちづくりの基本理念

#### 飯島町民憲章（昭和61年7月1日制定）

西に中央アルプスの雄峰南駒ヶ岳 東に南アルプスの連山を仰ぎ 数ある清流の恵みを受け  
美しい自然にはぐくまれたわたくしたちの飯島町は 古くは江戸幕府直轄の飯島陣屋 また  
伊那県庁が置かれるなど由緒ある歴史と開拓に励む伝統を刻みながら 発展を重ねてきました  
わたくしたちは いま このまちの住民であることに誇りと自覚をもち 更に未来に向けて  
対話の気風を尊重しながら 希望にみちた魅力ある飯島のまちをめざして ここに町民憲章を  
定めます

- 一 水とみどりに恵まれた自然を生かして さわやかで 美しいまちをつくりましょう
- 一 調和のとれた産業を伸ばして 活力にみちた ゆたかなまちをつくりましょう
- 一 教育を重んじ 子どもをすこやかに育てて たくましく あかるいまちをつくりましょう
- 一 スポーツや学芸に親しみをもって 健康で 文化の香り高いまちをつくりましょう
- 一 思いやりの輪をひろげ ふれあいを深めて 心やすらぐ 平和なまちをつくりましょう

#### 飯島町第6次総合計画におけるまちの将来像

#### 新しい発想で考える アルプスのまち 豊かな未来・自然・暮らし

飯島町は、中央アルプスと南アルプスの、ふたつのアルプスが見える町です。ふたつのアルプスは、この地に清らかな水や空気、豊かな自然を育み、遠い昔から今日まで、町に暮らす私たちの営みに恩恵をもたらし、心を癒し、明日への活力を与え続けています。先人たちから受け継いだこのかけがえのない風土を、磨き上げながら次の世代へ引き継ぐことは、ここに暮らすみんなの変わらない願いと言えます。日本全体が人口減少の時代を迎えました。人口減少による経済の縮小や、社会基盤の維持を心配する一方で、住民の多くは、人口数よりも考え方や暮らし方を見直していくことを提案しています。整備が進められるリニア中央新幹線や三遠南信自動車道は、この地に新しい対流を生み出すと言われていています。進化を続けるコンピュータやネットワーク技術は、今まで山間の地に暮らす私たちの社会的な課題の解決にも役立てられていきます。また、新型コロナウイルス感染症に端を発した「新しい生活様式」は、生活や仕事のスタイルに大きな変容をもたらし、対応が迫られた一方で、都市部にはない新しい価値観をこの町に生みだそうとしています。今、時代は転換の時を迎えたと言われていています。ふたつのアルプスをはじめとする自然との調和を保ちながら、ここに暮らすみんなが、新しい発想をもって、心の豊かさや幸せを実感できる、魅力あるまちづくりを実践していく。そういう姿にこそ、将来に渡って暮らしやすいまちがあると考え、まちの将来像を定めたものです。

## 2 将来都市像

将来都市像とは、都市計画マスタープランで目指す将来のまちの姿を示すものです。

上位計画となる飯島町第6次総合計画におけるまちの将来像を踏まえ、急速に進む人口減少社会に対応しつつ、暮らしを支える生活基盤を着実に維持・充実していく持続可能なまちづくりを目指すものとします。

### (1) 将来都市像

#### **自然と共生し、地域資源を活かした暮らしと交流の拠点として輝くまち**

これからも飯島町は、その発展を支えてきた豊かな自然環境や田園風景を大切にしながら、将来にわたって住み続けたい、訪れたいと感じてもらえるまちを目指します。

その実現に向け、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方にに基づき、自然環境の保全と都市機能の充実を両立させたメリハリのある土地利用を推進し、都市機能の集約と居住の誘導を通じて、豊かな自然と共生する飯島町らしい住環境を整えます。

中核エリアでは町民の暮らしを支える生活基盤（子育て・教育環境、医療・福祉・商業施設、道路・交通、防災等）を適切に維持・充実させ、周辺集落では拠点へつながる公共交通ネットワークを整備することで、地域資源を活かした暮らしと交流の拠点として輝くまちを目指します。

## 3 まちづくりの目標

まちづくりの目標とは、将来都市像を実現するための具体的なまちづくりの目標を示すものです。

本計画におけるまちづくりの目標は、「自然・景観・エネルギー」「人口問題・集約型都市構造」「歴史・文化・産業」「協働」「防災強靱化・都市施設」の5つの視点から、次のとおり定めます。

### **1 豊かな自然環境や美しい景観を守り育む**

#### **(自然・景観・エネルギー)**

ふたつのアルプスを望む山並みや、与田切川をはじめとする清流、森林の麓に広がる田園風景は、町民の暮らしを支える基盤であるとともに、飯島町の大きな魅力となっています。カーボンニュートラルの実現に向けた再生可能エネルギーの活用や省エネルギーの推進、生物多様性保全などの環境施策を推進し、豊かな自然環境を守り育みながら、その恵みを未来へつなげていくまちづくりを進めます。

### **2 自然と共生し、持続的に発展するまちを目指す**

#### **(人口問題・集約型都市構造)**

人口減少や厳しい財政状況により、地域コミュニティやインフラ・施設の維持が難しくなっています。このため、居住や生活に必要な施設等を段階的に既存市街地へ誘導して集約化を進めるとともに、公共交通の利便性を向上させる施策を推進することで、自然環境と調和した持続可能な都市構造の実現を目指します。

### **3 交流を育み、魅力ある地域資源を活用して、まちの個性や活力を高める**

#### **(歴史・文化・産業)**

町が持つ豊かな自然、歴史や文化、農業や工業などの地域資源を丁寧に磨き上げ、町内外へ発信することで、交流人口や関係人口の拡大を図ります。また、広域交通網の整備効果を活かし、企業立地や観光振興、地元産業の活性化を促進することで、地域経済の循環と雇用の創出につなげます。こうした取り組みを通じて、町の個性と魅力を高め、将来にわたり活力あるまちづくりを推進します。

### **4 町民・事業者・行政がみんなで協働してまちを築きあげる**

#### **(協働)**

町民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、目的達成のための良きパートナーとして協力して取り組む「協働のまちづくり」を推進し、住む人が愛着を持ち、誰もが自分のまちを誇りに思えるようなまちづくりを目指します。また、町民による自主的かつ自律的なまちづくり活動を支援するとともに、民間活力を積極的に活用した取り組みも推進します。

### **5 暮らしを大切にすまちをつくる**

#### **(防災強靱化・都市施設)**

近年、気候変動による災害リスクが高まる中、防災機能を備えたまちづくりが一層求められています。地震や台風などに備え、避難所をはじめとする防災拠点の整備や、避難経路の確保、情報伝達体制の充実を図るとともに、災害時に迅速かつ的確に対応できるよう体制づくりを進めます。また、老朽化が進む上下水道などの都市インフラについては、計画的な更新や長寿命化を進め、安全性と機能性の向上を図ります。こうした取り組みを通じて、町民が日々の暮らしを安心して過ごすことができるまちを目指します。

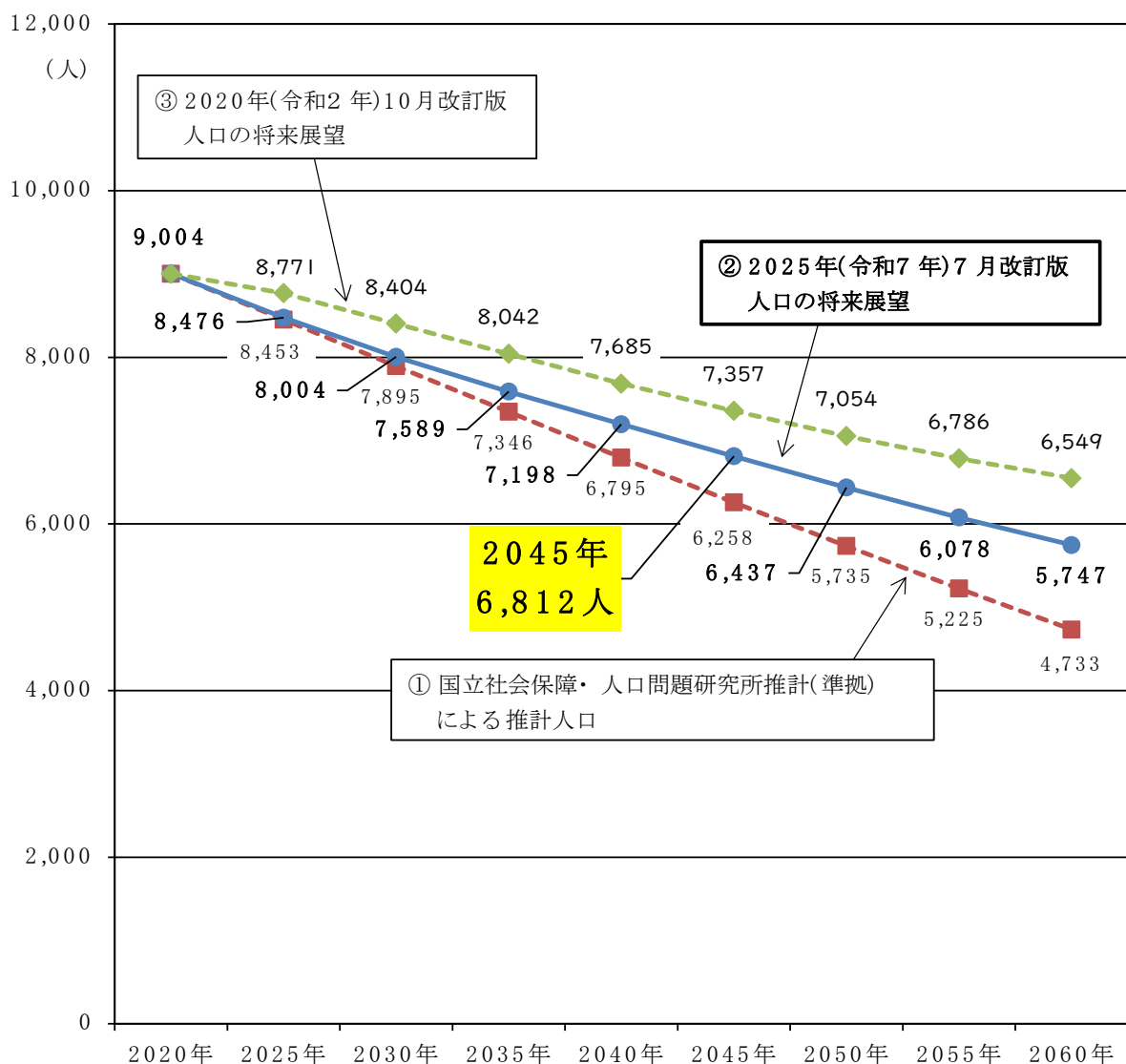
#### 4 将来人口フレーム

将来人口フレームは、将来の都市づくりを計画的に進めるための重要な指標となります。適切な人口規模を設定し、必要な都市機能やインフラ整備を見据えるためのものであり、まちづくりの方向性を定める役割を担っています。特に、人口減少や少子高齢化が進む現代においては、地域の持続可能性を考慮し、適切な人口規模を維持・誘導することが求められます。

飯島町第6次総合計画は、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の性格も有しており、様々な地方創生の取り組みなどの政策的展望を加えた「飯島町人口ビジョン」が、目指す将来人口展望を共通の目標として掲げています。

本計画の将来人口フレームは、上位計画である「飯島町人口ビジョン」が目指す将来人口展望に準じ、令和27（2045）年の将来人口を6,812人と定めます。

図表 29. 将来人口の展望（飯島町人口ビジョン改訂版）



## 5 将来都市構造

### (1) 将来都市構造の基本的な考え方

将来都市構造とは、まちづくりの基本理念や目標を達成するために、現在の土地利用や交通、自然や文化などの地域資源を踏まえ、都市の主要な構造や機能の配置という形で町の骨格を示し、目指すべき将来の町の姿を分かりやすく描いたものです。

長野県の上伊那圏域区域マスタープランでは、圏域における本町のあるべき姿と役割を示す将来都市構造を提示しており、圏域構造図では、「拠点」、「軸」、「土地利用構成」に分けて将来の姿の形成を描いています。

「拠点」には圏域拠点、都市拠点、地域拠点の3種類があり、本町では飯島駅周辺を地域拠点として位置づけています。地域拠点とは、圏域拠点や都市拠点ほどの都市機能の集積はないものの、鉄道駅や役所の周辺に位置し、都市拠点を補完するとともに、主に市町村内の日常生活を支える生活サービス機能を維持・充実する拠点を示しています。

「軸」は、広域交流軸と地域連携軸の2種類があり、広域交流軸としてJR飯田線や中央自動車道、地域連携軸として国道153号を位置付けています。広域交流軸は、県外を含む圏域外と圏域内を結ぶ広域の交通を担う軸です。地域連携軸は、広域交流軸を補完し、主に圏域内の各市町村を結ぶ交通を担う軸となっています。

「土地利用構成」では、町の用途地域を住宅系ゾーン、農業地域を「ふるさとの農用地」、森林地域を「自然と共生するゾーン」として位置づけています。

本計画では、この広域的観点に即したうえで、町の詳細な将来都市構造を示していきます。

「ゾーン」では、用途地域及び市街化を誘導する箇所を市街地ゾーンとして位置づけ、居住機能や商業、工業などの産業機能、行政や文化・教育などの様々な機能を持つ拠点を集約して配置します。その市街地ゾーンを取り囲むように広がる農地と、農地の中に点在する集落を田園集落ゾーンと位置づけます。また、町の自然環境の特徴となるこれらのゾーンや拠点の背景として、町の自然環境を特徴づける山林を森林ゾーン、河川を水と緑の環境ゾーンとして位置づけます。

人や物の移動や活動に必要な交通機能を「軸」として位置づけます。

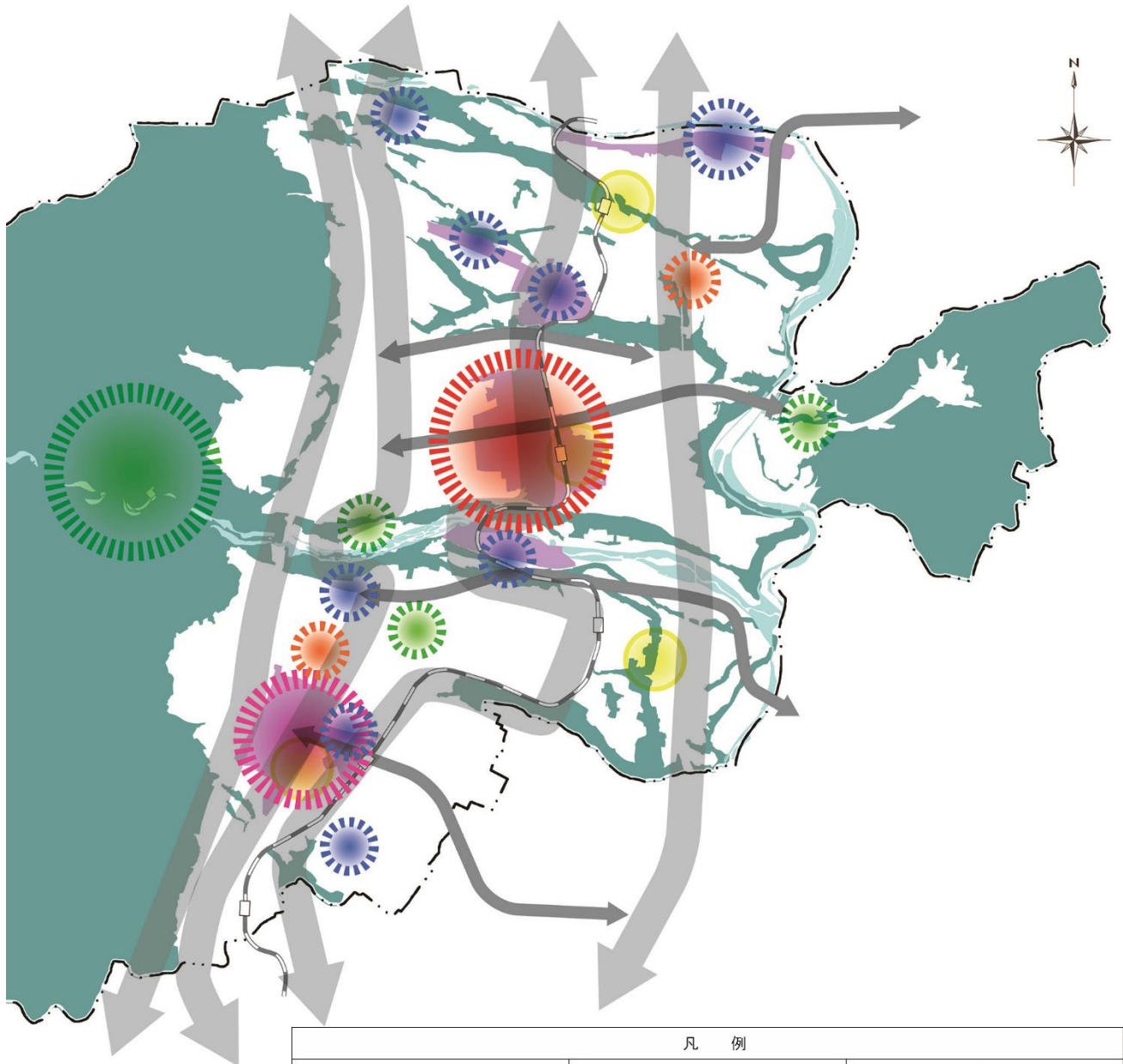
中央自動車道や国道153号伊南バイパス、JR飯田線など南北方向の広域的機能を担う広域交流軸は、本町全体の発展を支え、道路交通、都市防災、経済活動、観光振興、リニア中央新幹線長野県駅開業への対応など、様々な役割を担う軸として位置づけます。また、広域交流軸を補完し、各拠点間を有機的に結ぶ道路は、町内の各拠点間の連携や産業や交流の促進を図る地域活動軸として位置づけます。















図表 30. 将来都市構造の整備方針

都市構造	名称	位置及び整備方針
ゾーン	市街地ゾーン	<p>都市的土地利用を促進する地域であり、用途地域及び用途地域周辺を位置づけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ J R 飯島駅及び J R 七久保駅を中心とした市街地では、日常生活に必要な都市機能の確保と集約を図り、利便性が高いまちづくりを進めます。</li> <li>▶ 住宅系用途地域では、都市基盤施設の維持・更新や空き家の解消・活用を通じて、良好な住環境の維持及び形成を図ります。</li> <li>▶ 商業系及び工業系用途地域では、既存ストックの有効活用を基本としつつ、用地の確保などの基盤整備や企業立地の促進により、地域経済を支える商工業機能の維持・活性化を図ります。</li> <li>▶ 用途地域周辺で市街化が見込まれる地域については、土地利用の方向性を明確にした上で、法的規制を視野に入れ、適正な土地利用に導いていきます。</li> </ul>
	田園集落ゾーン	<p>営農活動と地域の暮らしが共存する農業振興地域を位置づけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 優良農地の保全と持続的な農業経営を基本とします。集落や住宅地においては、日常生活に必要な施設の集約などにより、住環境の維持・向上を図ります。</li> <li>▶ また、農業政策との調整を図りつつ宅地を誘導する区域を定め、乱開発を防ぎます。</li> </ul>
	森林ゾーン	<p>町の自然環境の基盤となる中央アルプス国定公園を含む、東西の森林地域一帯及び町の特徴な地形を成す河岸段丘を位置づけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 治水・治水の公益的機能や町の象徴的な景観を成す機能など、森林が持つ多面的機能を維持するとともに、適切な森林管理や地域資源としての活用を通じて、自然と共生した持続可能な環境形成を図ります。</li> </ul>
	水と緑の環境ゾーン	<p>町の自然環境の豊かさを象徴する河川を位置づけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 治水・利水機能の確保を前提に、自然環境の保全や親水空間の形成を進め、地域の安全性向上と潤いのある生活環境の創出を図ります。</li> </ul>
拠点	中心交流拠点	<p>J R 飯島駅を中心とした市街地から役場など公共施設が集積している地域を位置づけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 人・もの・情報が行き交い都市活動を支える中心となる場所として商業・経済・行政等の様々な都市機能の維持・充実を図ります。</li> </ul>

都市構造	名称	位置及び整備方針
	地域交流拠点	<p>七久保地区の用途地域を位置づけます。</p> <p>➤ 中心交流拠点との適切な機能分担の下、周辺地域における生活の中心となる場所として、日常生活に密着した都市機能や住環境の維持・充実を図ります。</p>
	地区コミュニティ拠点	<p>地区住民の交流の中心である飯島公民館、田切公民館、本郷公民館及び七久保林業センター周辺を位置づけます。</p> <p>➤ 日常生活に必要な各種機能の向上と集約により、地域の人口維持と生活環境の向上を図ります。</p>
	工業・産業拠点	<p>既存の工業団地や大規模工場周辺を位置づけます。</p> <p>➤ 既存産業の継続・高度化を基本としつつ、交通利便性と周辺環境に配慮した整備により、地域経済の持続的発展と働く場の確保を図ります。</p>
	広域交流拠点	<p>県内外からの多くの来訪者により賑わいと交流を生み出す道の駅とその周辺一帯を位置づけます。</p> <p>➤ 町の自然・歴史・産業資源を活かした交流機能の充実を図り、広域交流軸との連携により、交流人口・関係人口の拡大と地域活力の創出を図ります。</p>
	レクリエーション拠点	<p>与田切公園や千人塚公園、御座松キャンプ場など、アウトドアやスポーツを通じて賑わいと交流を生み出す拠点を位置づけます。</p> <p>➤ 自然環境を活かし、保健機能や集客機能など住民の憩いの場としての充実とともに、観光など広域的利用に対応した機能向上を図ります。</p>
軸	広域交流軸	<p>町の南北を縦断し、県内外の広域的な交流を担う交通機能を、広域交流軸として位置づけます。</p> <p>➤ 広域的な人・物の移動を支えるとともに、防災・産業・観光など多様な分野において町全体の持続的発展を支える骨格として機能強化を図ります。</p>
	地域活動軸	<p>広域交流軸を補完し、町内の各拠点や集落を有機的に結ぶ道路を地域活動軸として位置づけます。</p> <p>➤ 日常生活や地域活動を支える移動の軸として、安全性・利便性の向上を図り、拠点間の連携強化と地域コミュニティの維持を支えます。</p>

(2) 将来都市構造



凡 例			
ゾーン	拠点	軸	
 市街地ゾーン	 中心交流拠点	 広域交流軸	
 田園集落ゾーン	 地域交流拠点	 地域活動軸	
 森林ゾーン	 地区コミュニティ拠点	 JR	
 水と緑の環境ゾーン	 工業・産業拠点		 行政区域
	 広域交流拠点		
	 レクリエーション拠点		

図表 31. 将来都市構造

## 6 分野別構想

### 6-1 土地利用

#### 【基本的な考え方】

町土は、現在から将来にわたる町民の限られた資産であり、地域の発展や豊かな住民生活、生産活動を支える社会共通の基盤です。このように、町土は私有財産であると同時に、公共的な役割を持つ重要な資産でもあります。

この認識のもと、人・文化・自然といった地域の資源を大切にし、時代の変化に応じて発展させながら、次世代へと継承します。また、自然的土地利用と都市的土地利用の均衡を図り、地域の特性に配慮した、健康的で秩序ある土地利用を進めます。

町では、令和3（2021）年3月に策定した「国土利用計画（第4次飯島町計画）」（以下「第4次飯島町計画」という。）において、地域類型別に町土利用の基本方向を定めています。本計画における土地利用の方向性は、これを基本とし、適正かつ計画的な土地利用を推進します。

用途地域は、飯島地区及び七久保地区の市街地ならびに工業団地などの工業地において、計218haが指定されています。今後は、将来の人口規模を踏まえながら、既存都市基盤の整備・維持・管理を進めるとともに、コンパクトな市街地の形成を推進し、持続可能な市街地づくりを進めます。

また、周辺住民が徒歩や公共交通機関を利用しやすい範囲に、都市基盤や医療・福祉などのサービス機能をバランスよく配置し、将来にわたって維持可能な都市環境を整備します。さらに、空き家や空き店舗、空き地の活用、都市計画道路の見直しなどを通じて、都市のスポンジ化を抑制し、効率的で密度の高い市街地の形成を図ります。

一方、用途地域の指定がない地域（以下「白地地域」といいます。）は、用途地域に比べて法的規制が緩やかであるため、新たな道路整備や一つの開発を契機に、周辺土地にまで影響を及ぼす可能性があります。そのため、一定の宅地化を容認する地域を明確に示すことで、無秩序な宅地化を抑制し、優良農地の保全に努めます。

#### 【土地利用の方針と施策】

##### （1）飯島町土地利用計画の推進

第4次飯島町計画を基本として、将来の人口減少や少子高齢化の進行を見据え、適正かつ計画的な土地利用を進めます。また、飯島町農業振興地域整備計画や飯島町森林整備計画などの個別計画との調整を図り、総合的で機能的な土地利用を推進します。

##### （2）用途地域の土地利用の方針

用途地域とは、良好な住環境の保全や商工業の利便性の向上を図るため、建てられる建物の種類や用途を定める地域地区制度です。

###### ① 住居系用途地域

住居系用途地域では、無秩序な都市の拡大を防ぎ、将来人口規模に見合った効率的な市街地の形成を図るため、可能な限り用途地域内への居住を誘導します。周辺の自然環境や田園風景に配慮しながら、既存の都市基盤施設の有効活用や更新を進め、良好な居住環境を形成します。

また、空地や空き家、空き店舗など低未利用地の有効活用を図り、密度の高い市街地形成を進めます。

## ② 商業系用途地域

商業系用途地域では、既存商業施設の機能の維持・更新を基本とし、日常生活を支える身近な商業機能の確保を図ります。高齢者をはじめ、誰もが徒歩や公共交通で利用しやすい商業環境の形成に努めるとともに、周辺居住地との一体的な土地利用により、市街地の利便性と賑わいの維持向上を図ります。

## ③ 工業系用途地域

工業系用途地域では、既存工業地を中心に、周辺環境との調和に配慮しながら、道路の整備や企業用地内の緑化推進などの環境対策を進め、持続可能な産業基盤の維持・強化を図ります。

主要幹線道路や鉄道などの交通利便性を活かし、既存企業の操業環境の向上や、地域特性に適した産業の集積を進めることで、雇用の確保と地域経済の安定化を図ります。新たな工業用地の確保については、将来の需要や周辺土地利用との整合性を踏まえ、計画的に検討します。

## (3) 白地地域の土地利用の方針

白地地域とは、都市計画による制限や規制が明確に設けられていない地域で、基本的にどのような用途の建物も建てやすいことが特徴です。

農業施策や森林整備計画などの個別土地利用計画との調整を図り、総合的かつ機能的な土地利用を推進します。

また、農地などの自然的土地利用から都市的土地利用への転換については、地域の活性化に資すること、かつ周辺環境と調和する土地利用に限定して進めます。用途地域、特定用途制限地域、建築協定など、適正な土地利用を誘導する各種制度を活用し、地域住民が望む土地利用を計画的に進めていきます。

## (4) エリア別の基本的な方向

土地利用は、大きく「維持・保全が求められる自然的土地利用」と、「持続可能な都市を維持しつつ、より豊かな生活空間をつくるために成長に対応する都市的土地利用」に分けられます。

第4次飯島町計画では、土地の特長に基づき6つの地域類型別土地利用区域を設定しています。本計画では、その地域類型土地利用区域を、原則として開発を抑制するエリア、生活環境の維持に必要な最低限の整備にとどめるエリア、一定の宅地化を許容するエリアなど、開発の段階に細分化し、適正な土地利用を誘導することで、秩序あるバランスの取れた都市の形成を進めます。

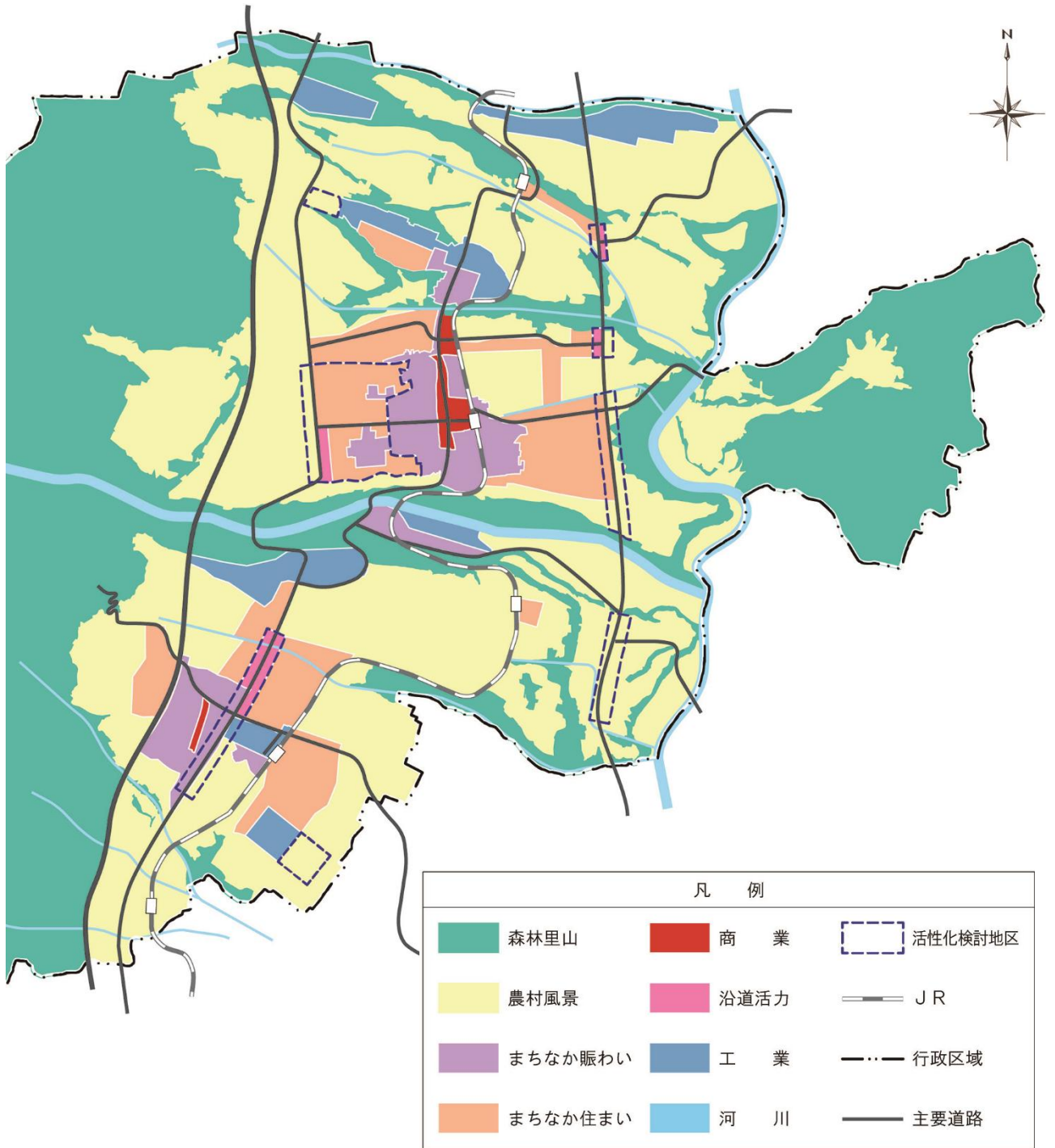
また、現状では農地などの自然的土地利用が主体ですが、今後宅地需要が高まると想定される地域や、法的規制を適用することを前提に宅地化を進める地域を「活性化検討地区」として明確に示し、適切な開発を誘導します。

図表 32. エリア別基本的な方向

エリア名称	エリアの概要	基本的な方向
森林里山	山林や里山を中心に、河岸段丘などの自然地形を含むエリア	<p>森林資源の持続的な活用を図りながら、将来にわたって雄大な自然環境の維持・保全に努めるエリアです。森林は長年住民に親しまれてきた町の象徴的な空間であり、次世代に引き継ぐ必要があります。</p> <p>木材生産や水源かん養に加え、二酸化炭素の吸収源としても重要な公益的機能を有しており、これらの機能を維持・増進するために、計画的な保育と資源の活用を進めます。自然環境の保全を重視し、既存施設の維持及び関連施設の開発を除き、新たな開発は原則行いません。</p> <p>里山では、野生鳥獣と生活空間の緩衝帯を確保し、環境や安全に配慮した施設の整備を進めるとともに、良好な里山景観の形成を図ります。地域資源を活かした交流や環境学習の場としても配慮しつつ、地域住民や訪れる人々に親しまれる空間を創出し、余暇活動や自然とのふれあいの場として活用します。</p>
農村風景	まとまった農地の中に集落が点在し、農村景観が特徴的なエリア	<p>農地や集落が一体となった、飯島町らしい農村風景が広がるエリアです。</p> <p>農用地は、将来にわたり農産物を確保する重要な生産基盤であるとともに、防災のための空間や生物多様性の維持、美しい風景や景観の保全など、多面的な機能を有しています。そのため、農業生産の場としての機能を維持するとともに、人口減少や担い手不足の進行を踏まえ、農地利用の集約化や効率的な利用を促進し、営農環境の維持・向上を図ります。</p> <p>農用地以外の土地利用転換については、都市的土地利用は生活道路や公園など、良好な居住環境の維持・保全を図るための整備にとどめ、新たな開発は原則行いません。</p>

エリア名称	エリアの概要	基本的な方向
<p>まちなか</p>	<p>まちなかゾーンは、計画的な宅地化を推進するゾーンとして位置づけます。現況の土地利用の特徴を踏まえ、既に都市的活用が進んでいる「賑わいエリア」と、農業振興地域でありながら市街化が進行している「住まいエリア」に区分します。</p> <p>それぞれの土地利用の特性に応じた宅地化を進めることで、秩序あるバランスのとれた都市形成を図ります。</p>	
<p>まちなか (賑わい)</p>	<p>商業や公共サービスなど多様な機能が集積し、町の中心的な役割を担うとともに居住が比較的密集しているエリア</p>	<p>商業や公共サービスなど多様な機能が集積し、町の中心的な役割を担うとともに、居住も集積しているエリアです。既成市街地の更新と維持を基本とし、都市機能の充実やインフラの適切な管理・更新を進めることで、将来にわたって暮らしやすい市街地とします。さらに、交通ネットワークの強化、定住化の促進、低未利用地の有効活用などにより密度の高い市街地を実現することで、人が集い交流する賑わいのある市街地形成を進めます。</p>
<p>まちなか (住まい)</p>	<p>まとまった農地の中に集落が点在する用途地域の外周部と、従来からの地域コミュニティが形成されるエリア</p>	<p>農地が広がる中に比較的まとまった住宅があり、従来からの地域コミュニティが形成されている区域です。優良農地の保全を基本とし、無秩序な開発の抑制を図りつつ、農用地から戸建て住宅など小規模な都市的転換を進めることで、地域コミュニティを維持します。良好な居住環境の維持・保全に努めるとともに、民間宅地造成においても計画的な開発が行われるよう適切に誘導し、緑豊かでゆとりのある低層住宅地の形成を推進します。</p>
<p>商業</p>	<p>商業・業務や交通機能が集まり、人の往来が活発な商業系用途地域</p>	<p>積極的に商業店舗の誘致や低未利用地の有効利用を促進する区域です。既存商業地において、日常生活を支える商業機能の維持・向上を図ります。周辺の居住地や公共交通との連携により、利便性の高い商業環境の形成を進めます。</p>
<p>沿道活力</p>	<p>商業・流通機能が多彩で、今後さらなる展開が期待されるエリア</p>	<p>主要道路沿いに商業・流通機能が展開する区域です。通過交通や商業施設を目的とした町外からの利用者も多いため、利便性を活かした地域の振興につながる開発を促進します。無秩序な開発を抑制しつつ、地域の合意形成や周辺土地利用との調整、景観との調和に配慮した沿道空間の形成を図ります。</p>

エリア名称	エリアの概要	基本的な方向
工業	工場の集積地や大規模工場など、町の産業活動の拠点となるエリア	既存の工業団地及び今後産業適地となることが見込まれる区域です。既存工業地を中心に、周辺環境との調和に配慮しながら、持続可能な産業活動の維持・強化を図ります。交通利便性を活かし、地域経済を支える産業基盤の安定化と雇用・就労の場の提供を進めます。
活性化検討地区 (重複)	地域振興に寄与する開発を見込むエリア	法的規制や任意協定などの適用を行うことを前提に、地域の活性化に必要な開発を容認する区域です。無秩序な開発の防止と周辺環境や地域社会との調和を図り、計画的な土地利用を進めます。商業施設などについては、地域の合意形成や景観との調和を踏まえて、適切な立地に誘導します。



図表 33. エリア別土地利用計画図

## 6-2 市街地整備

### 【基本的な考え方】

市街地整備は、住民の安全・安心な暮らしを支え、地域の活力を維持するうえで重要な役割を果たします。土地利用を適切に誘導し、交通網や上下水道などのインフラを計画的に整備・管理することで、効率的で快適な都市空間の形成につながります。

市街地整備にあたっては、新規開発よりも現状の市街地の維持・管理を優先することが求められます。町の財政状況を踏まえても、新たな開発に伴う大きな負担を避け、持続可能な形での維持・管理を重視することが必要です。このため、既存の都市機能の有効活用と更新を基本とし、良好な住環境の維持と都市機能の集約を通じて、コンパクトで暮らしやすい市街地づくりを進めます。

一方で、市街化が進んでいる地域や今後開発が見込まれる地域については、土地利用計画に基づき、活性化検討地区として位置づけたうえで、特定用途制限地域や地区計画、建築協定、景観協定などの各種制度を活用し、土地利用や建物用途、さらには良好な景観を適切に誘導することで、無秩序な開発を抑制し、良好な市街地の形成と町民の生活の質の向上を図ります。

住宅の耐震化は、震災時の被害を最小限に抑えるための重要な取り組みです。公共施設のうち災害拠点となる施設の耐震化は完了しており、また、町営住宅の耐震化もすでに全棟で完了していることから、公共施設においては安全・安心な暮らしの基盤は確保されています。今後は、一般住宅への耐震化支援や空き家の活用などを通じて、地域全体の防災と住環境の質の向上を図ります。

交通の要衝となるＪＲ駅の整備も、市街地の利便性を高め、地域間のつながりを強めるうえで重要です。駅周辺の機能充実を図るとともに、バスやタクシーなど公共交通の充実により、誰もが安心して暮らし続けられる市街地の形成を進めます。

### 【市街地整備の方針と施策】

#### (1) 都市基盤整備の推進

良好な居住環境と都市機能の集約によるコンパクトな市街地形成を目指し、道路や公園の計画的な整備、維持・管理を進めます。整備にあたっては、高齢者や障がい者にも配慮したインクルーシブデザインやユニバーサルデザインの活用、都市防災機能の強化を積極的に推進します。

#### (2) 居住機能の充実

既存住宅や共同住宅の改修やリノベーションによる住環境の質的向上を促進し、多様なライフスタイルに対応した居住機能の確保を図ります。また、医療・福祉・子育て施設など生活を支える都市機能との近接性を活かし、安心して暮らし続けられる居住環境の形成を図ります。

#### (3) 定住人口維持の推進

既成市街地において、若年層や高齢者など多様な世代が安心して暮らせるよう、民間活力や公共事業によって良質な住宅地や賃貸住宅の供給を検討します。

(4) 若年層の定住化推進

若年層の定住化を図るため、子育て環境や教育環境の充実、就業機会の確保とあわせて、魅力ある住環境の形成を進めます。空き家や既存住宅を活用したリノベーション住宅の供給や、柔軟な住まい方に対応した住宅の整備により、若年層が定住しやすい居住環境づくりを進めます。

(5) 住宅の耐震化の促進

住宅の耐震化の重要性について、耐震診断の普及や耐震改修への支援を通じて、町民への情報提供や啓発活動を行い、地域全体の耐震化への取り組みを促進します。

(6) 空き家などの適切な利用への推進

市街地に点在する空き家や空き店舗などの低未利用地について、適切な管理と利活用を促進します。空き家バンク制度の推進や地域活動拠点等への転用を進め、各種制度の活用による集約化などを通じ、市街地の活力維持と景観の向上を図ります。

(7) J R 駅及び周辺地域の機能充実

将来に向けた地域公共交通機能の充実や地域活性化の再構築を図りつつ、周辺地区の一体的な整備や交通結節点としての機能向上、地域の賑わい創出を検討します。

## 6-3 都市施設

### (1) 交通体系

#### 【基本的な考え方】

上伊那地域の骨格を形成する伊南バイパスは、リニア中央新幹線の開業を契機とした経済的な連携やアクセスの向上に伴い、町の魅力が高まることへの期待に応えるため、一層の広域交通網の強化を図ります。

都市計画道路は、昭和 55 年に 7 路線、平成 9 年に伊南バイパスなど 2 路線の合計 9 路線が計画決定されています。伊南バイパスは、平成 30 年に飯島町本郷から駒ヶ根市赤穂に至る全線が暫定供用で開通し、広域交通を支える主要幹線道路として機能しています。これまでその機能を担っていた国道 153 号の役割は変化しています。

その他の都市計画道路については、J R 飯島駅から中心商店街の広小路や国道 153 号の市街地の一部が約 20 年前に整備されたにとどまり、残りの区間は未着手のままとなっています。都市計画道路の区域内では建築制限が課されているため、町民への理解や道路整備の必要性を踏まえ、町の実情や今後の発展に即した都市計画道路網の再構築を図りつつ、計画的に整備を進めます。

町の骨格を形成する幹線道路は、既存道路の改良及び維持・管理を主な施策とし、原則として新規道路整備は行いません。ただし、道路の持つ役割・機能を明らかにし、町全体における優先度を踏まえたうえで、必要と判断される場合には整備を行います。

町民が日常的に利用する身近な道路である生活道路については、安全性や歩行者空間の確保を重視し、歩行者や自転車の移動がしやすい環境づくりを進めます。

公共交通は、鉄道やバス、タクシーなど多様な交通手段の充実を図るとともに、相互の連携を強化し、公共交通の利便性向上に向けた施策を推進します。また、高齢化社会にも対応した町民が快適に移動できる環境整備を進めます。

#### 【交通体系の方針と施策】

##### ① 広域交通網の強化

リニア中央新幹線の開業などによる都市間交通の活性化に対応するとともに、広域交通需要や緊急輸送道路など防災機能の向上を図るため、国県道の改良整備や国道 153 号伊那バレー・リニア北バイパス計画の実現により、広域交通網の強化を推進します。

##### ② 道路事業の透明性の向上

道路事業の透明性や客観性を確保するため、幹線道路の持つ機能を明確にし、道路整備の優先性を示す道路整備プログラムの作成を検討します。整備にあたっては、将来人口規模や維持管理コストにも配慮し、持続可能な道路整備の考え方を取り入れます。

##### ③ 都市計画道路の見直し

将来の人口規模や交通需要、さらに道路配置の密度、市街地環状網の必要性などを勘案し、都市計画道路のあり方を評価する見直しを行います。見直しにあたっては、未整備区間の必要性や代替路線の有無、整備後の維持管理も含めて総合的に検討し、計画的な再編を図ります。

④ 防災への配慮

市街地における火災の延焼緩衝帯の機能も果たす道路として、適度な道路幅員や歩道、植栽などの公共空地を確保し、防災に対応した整備を進めます。

⑤ 歩行者などの安全確保

通学路や駅周辺、学校・福祉・文化施設の周辺では、歩道の設置や歩行者と自動車交通を分離する道路構造への改良、夜間の安全確保を進めます。

身近な生活道路では、地域の生活空間に合った道路幅員の確保や交通抑制策により、歩行者や自転車の安全性の向上を図ります。

⑥ 道路構造物の長寿命化

橋梁や擁壁、排水施設などの道路構造物について、定期的な点検や計画的な維持管理、改修・修繕により長寿命化を図ります。既存ストックを有効に活用し、更新や補修を適切に行うことで、将来世代への負担軽減と安全性の確保を両立させます。

⑦ 公共交通の充実と持続的な移動手段の確保

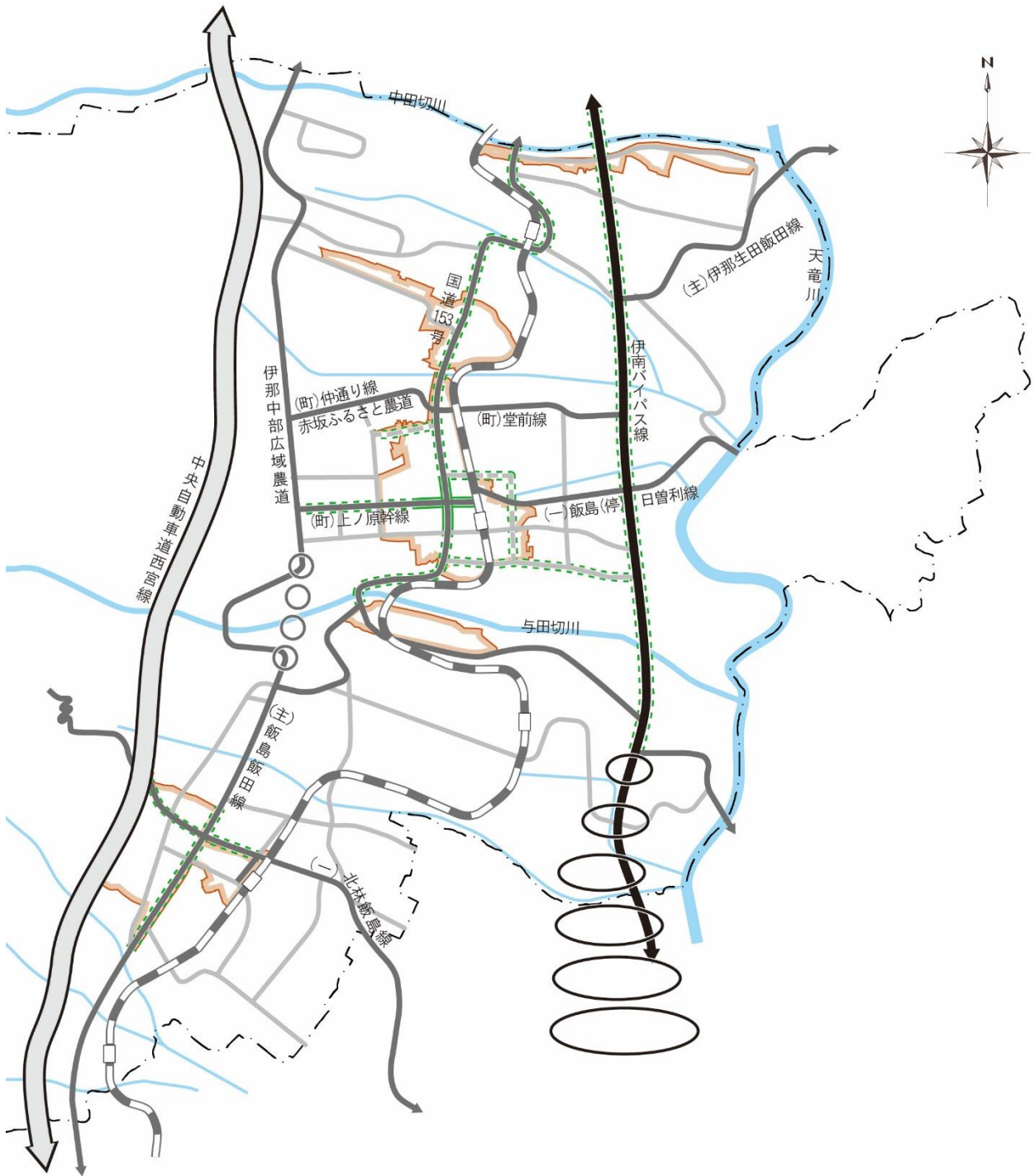
地域公共交通ネットワークの再設計を進めます。具体的には、鉄道・路線バス・デマンド型交通などを統合的に見直し、アクセス性の高いエリアを優先的に結ぶ路線網の強化や運行頻度の適正化を図ります。

また、公平で安全なアクセスの確保と快適性の向上を図ります。高齢者・障がい者・子育て世帯など、移動に不安を抱える町民がより容易に公共交通を利用できるよう、バリアフリー対応の車両・設備の拡充、駅・バス停の整備を進めます。特に通学路・買い物動線の安全対策を強化し、地域全体で公共交通を軸とした生活利便性の向上を目指します。加えて、観光・産業振興との連携を深め、観光客の周遊エリアを広げることで、地域経済の活性化と同時に交通機能の持続的な発展を図ります。

⑧ 幹線区分別の道路の整備方針

幹線区分	上段：主な機能・役割 / 下段：該当路線
主要幹線道路	<p>主に広域圏の骨格を形成し、高速自動車国道を補完しながら、南北の市町村を結ぶ重要な道路です。交通需要の拡大への対応に加え、災害時の緊急輸送路としての役割や、(仮称) リニア中央新幹線長野県駅への円滑なアクセス機能も担っています。</p> <p>国道 153 号伊南バイパス</p>
幹線道路	<p>主に町の骨格を形成し、主要幹線道路を補完するとともに、主要な施設へのアクセス機能も果たします。</p> <p>国道 153 号、(主) 伊那生田飯田線 (バイパス)、(主) 飯島飯田線、(一) 飯島(停)日曾利線、(一) 飯島(停)線、(一) 北林飯島線、(一) 七久保(停)線、(一) 千人塚公園線、(町) 広域 1 号線、(町) 高尾本線、(町) 広域 2 号線、(町) 仲通り線、(町) 堂前線、(町) 上ノ原幹線</p>
補助幹線道路	<p>主に地域の骨格を形成し、他の幹線道路を補完するとともに、生活に身近な道路として、町民が自動車や徒歩で必要な施設へ便利にアクセスできる役割を果たします。</p> <p>(町) 久根平幹線、(町) 田切北線、(町) 北河原中平幹線、(町) 町谷線、(町) 中原東線、(町) 追引南田切幹 1 号線、(町) 南田切線、(町) 高尾原北線、(町) 北上ノ原線、(町) 第一横道線、(町) 山久線、(町) 上ノ原東線、(町) 鳥居原線、(町) 疣石線、(町) 一ツ石線、(町) 鳥居原横断線、(町) 石曾根横断線、(町) 本郷中央縦断線、(町) 飯沼線、(町) 柏木北線、(町) 秋葉線、(町) 北街道縦 3 号線、(町) 荒田線、(町) 荻谷原縦 3 号線、(町) 呂久保横線、(町) 昭和通り線、(町) 軌道下線、(町) 針ヶ平横 2 号線、(町) 中田線</p>

※ (主) 主要地方道、(一) 一般県道、(町) 町道、その他は通称



凡 例									
	国土幹線道路		幹線道路 (供用)		補助幹線道路 (供用)		都市計画道路 (供用)		行政区域
	主要幹線道路 (供用)		補助幹線道路 (未供用)		都市計画道路 (未供用)		一級河川		JR飯田線
	主要幹線道路 (構想)		幹線道路 (構想)						

図表 34. 主要道路機能図

## (2) 公園・緑地

### 【基本的な考え方】

公園・緑地は、住民の憩いや子どもの遊び場、健康づくりの場であるとともに、地域コミュニティの交流、防災、景観形成にも寄与する重要な都市施設です。あわせて、災害時の避難場所としての役割を果たすほか、地球温暖化ガスの吸収やヒートアイランド現象の緩和など、気候変動への対応にも貢献しています。

本町には、都市計画公園として「与田切公園」が1箇所、その他の公園・緑地として「千人塚公園」や「坊主平・御座松キャンプ場」などが整備され、四季折々の自然を楽しめる場として、町内外から多くの人々が訪れています。一方で、大規模な公園のほかに日常的に利用できる小規模な公園が身近に少ないことが、町民の満足度の低さにつながっています。特に子育て世代や高齢者にとって、安心して利用できる身近な空間の確保が強く求められています。

今後は地域の特性や利用実態に応じた計画的な整備を進め、市街地や地域拠点における公園・緑地の機能向上と適切な配置を図ります。さらに、防災や景観育成の視点も取り入れ、公園・緑地が持続可能なまちづくりに貢献するよう整備・保全を進めます。

また、本町には、中央アルプス国立公園をはじめ、2つのアルプス、山林、河川、河岸段丘などの豊かな自然環境が広がっており、これらは町の景観形成、防災、住民生活の質の向上において重要な役割を果たしています。

自然の力を防災・環境・健康など多面的に活かす観点から、中央アルプス国立公園を含む広域的な自然資源と公園・緑地を相互に活かしながら、連携・調和のとれた保全と利活用を進め、市街地においても自然との共生を実感できる「水と緑のネットワーク」の形成を図ります。

### 【公園・緑地の方針と施策】

#### ① 広域的公園の機能向上

与田切公園や千人塚公園は、中央アルプスや与田切溪谷の自然環境を活かし、アウトドア・アクティビティや憩いと交流の場としての魅力を高め、多様な利用に対応できる空間づくりを進めます。柏木運動場については、将来的にスポーツ公園としての展開を見込み、運動施設の集約や合宿観光等への活用を視野に入れた機能向上を図ります。また、インクルーシブ・ユニバーサルデザインの視点を取り入れるとともに、民間活力の導入や既存施設の利活用により、持続可能な再整備を行います。

#### ② 身近な公園の整備・改善

日常的に利用できる小規模な公園の新設や公共施設への併設などにより、特に子育て世代や高齢者が安心して過ごせる空間の確保を図ります。周辺の居住地や商業機能との関係にも配慮し、市街地の日常的な賑わいの創出につながる場となるよう整備を進めます。

#### ③ 自然環境と緑地の多面的活用の推進

自然資源や緑地が持つ、防災、環境、景観、健康などの多面的な機能を活かし、地域の特性に応じた活用を進めます。グリーンインフラの視点を取り入れ、地球温暖化ガスの吸収やヒートアイランド現象の緩和など気候変動への対応にも貢献できるよう、公園・緑地と自然資源の連携・調和を図ります。

④ 河川の水辺の活用と親水化

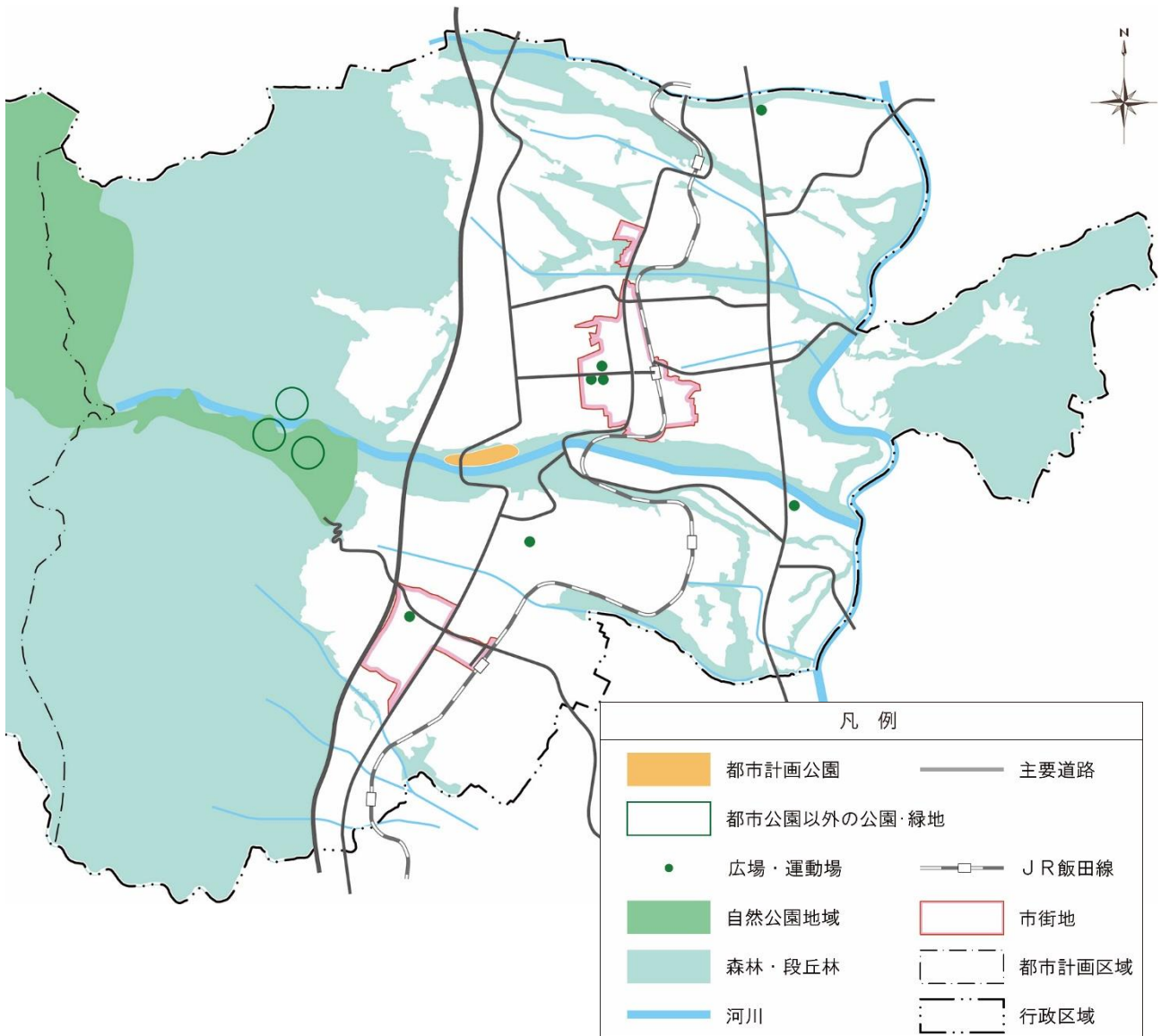
河川町内を流れる河川や水路について、防災対策を優先しつつ、親水化や生物多様性に配慮した水辺づくりを町民参加により進めます。

⑤ 総合的な緑地の保全と緑化の推進

公園や緑地、街路樹、民有地の緑などを総合的に捉え、緑地の保全と緑化の推進を図ります。既存の緑地資源を活かしながら、更新や補植等による質の維持・向上に努めます。

⑥ 地域資源との連携による水と緑のネットワークの形成

山林、河川、河岸段丘など特徴ある自然資源の連携を意識しながら、公園・緑地の面的・線的なつながりを意図した水と緑のネットワークを推進します。地域の植生に即した樹種等の選定により、生き物の拠点や風の通り道を確保し、市街地でも豊かな自然を実感できる空間づくりを行います。



図表 35. 水と緑のネットワーク図

### (3) 上下水道

#### 【基本的な考え方】

上水道は、豊かで快適な生活環境と社会経済の発展に欠かすことができない重要なライフラインです。ふたつのアルプスに囲まれ、自然の恩恵を受けて産み出されるアルプスからの水は利用者にとってかけがえのない水であり、これらを次世代に継承していく必要があります。飯島町第6次総合計画では「安全で安心な水道の確保」を基本計画として、飯島町第2期水道ビジョンでは「いいじまの水がごちそう 豊かな未来へつなぐ」を基本理念として設定しており、重要なライフラインである水道を被災時でも迅速に供給できるよう施設管路の耐震化を進めるとともに、経営基盤や技術基盤の強化に努めていきます。

下水道は、生活排水を効率的に処理し、快適で衛生的な生活環境を提供するとともに、河川などの水質保全を通じて水の健全な循環や資源の循環に貢献し、循環型社会の構築に向けた役割を担う重要な社会基盤です。飯島町第6次総合計画では「快適で衛生的な下水道・浄化槽の推進」を基本計画として、下水道へのつなぎ込みや浄化槽の普及を推進するとともに、施設の効率的な維持管理と統廃合による経営の健全化に努めていきます。

#### 【上下水道の方針と施策】

##### ① 安全で安心な水道の確保

安全でおいしい水道を確保するため、水源の水質管理体制の強化と出水時でも低濁度である水源開発の検討を行います。災害時等においても確実に給水を行うために、水道施設や管路の耐震化を図るとともに、応急給水体制や停電対策の強化に努め、災害に強い水道を目指します。

水道事業経営の健全化のため、更なる民間委託の活用や委託業務範囲の拡大を検討します。人口減少に伴う水需要の減少や人材不足に対処するため、必要に応じて水道料金の見直しや水道用水供給事業による一定の収入を見込み、定期的な漏水調査により無効水量の減少に努め、水道事業技術力の維持と継承により健全経営が持続できる水道を目指します。

##### ② 快適で衛生的な下水道・浄化槽の推進

下水道つなぎ込みや浄化槽の普及を推進するとともに、処理場の適正な維持管理により良好な水資源の循環を推進します。処理施設や設備の更新については予防修繕による延命により更新投資を出来るだけ平準化するよう努めます。

町内における集合処理区域の見直しや農業集落排水区域の公共下水道区域への統合を検討し、下水道事業が持続的に行えるような体制の構築を図ります。

## 6-4 景観育成

### 【基本的な考え方】

景観育成は、住民の誇りや愛着を育み、訪れる人々にも町の魅力を伝える重要な要素です。地域の景観は、その土地ならではの魅力を反映し、住民の暮らしに潤いをもたらす貴重な資源であり、自然環境や歴史的背景に育まれた景観は町の価値を高め、次世代へ継承すべき財産となります。

本町は天竜川を境に東西に傾斜した地形を成していることから、町のほとんどの場所から中央・南のふたつのアルプスを望むことができます。この眺望は住民の誇りであり、これを守ることを最優先とした「飯島町景観計画」が定められています。「飯島町景観計画」に掲げられた基本目標である「ふたつのアルプスが見えるまち、田園風景が広がるまち、花咲く花のまちを次の世代へ引き継ぐ」を達成するため、町民や関係者と連携し景観まちづくりを推進します。

本町は様々な土地利用特性や景観特性を持った地域が集まっており、各地域の特性を活かしたメリハリのある景観保全・育成の方針を定めることで、地域ごとの景観維持・向上を図り、町全体の魅力を高め、住民が誇りを持てる美しい景観を創出します。また、町民や事業者との協力により、景観育成への意識向上や活動支援を行い、地域ぐるみで景観まちづくりを進めます。

景観育成が特に必要な地域については、景観形成重点地区、景観地区、景観協定などの各種制度を活用し、町民の自主的な活動を支援します。

さらに、屋外広告物は建物と同様に町の景観を構成する重要な要素です。飯島町屋外広告物条例に基づき、きめ細かで良好な景観育成を進めつつ、公衆への危害防止や地域の特性に調和した屋外広告物の設置を促進し、景観の維持・向上に寄与するよう努めます。

### 【景観育成の方針と施策】

#### (1) 区域区分

区域区分	上段：基本方針／下段：景観づくりの方策
山岳区域	<p>中央アルプス国立公園の持つ優れた景観や、森林の持つ様々な機能を保全・維持しながら景観づくりを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 自然公園法、長野県立自然公園条例に基づき、良好な自然景観の保全を図ります。</li> <li>✓ 建築物の建設等や土地の形質の変更などの際には、周辺の自然景観との調和を図りつつ、秩序ある開発に努めます。</li> </ul>
山麓区域	<p>緑豊かな山麓の素晴らしい景観を保全・維持しながら景観づくりを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 飯島町森林整備計画に基づき自然環境の保全と、森林管理・整備に努めます。</li> <li>✓ 区域内の林道や堰堤などの施設や登山道の整備は、周辺の自然景観との調和を図り、秩序ある開発に努めます。</li> </ul>
里山区域	<p>中山間地における農業の振興と併せ、高台から望む田園と住まいの調和を保全・維持しながら景観づくりを進めます。</p>

区域区分	上段：基本方針／下段：景観づくりの方策
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 農業振興を基本とし、農地の無秩序な転用や遊休農地を抑制し、優良農地の保全を図ります。</li> <li>✓ 建築物の建設等や土地の形質の変更などの際には、傾斜のある田園景観と山並みに調和するような、配置、形態・意匠に配慮します。</li> </ul>
田園区域	<p>両アルプスを背景に、広々とした田園と人々の生活、花のあるまちが調和する景観づくりを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 農業振興を基本とし、農地の無秩序な転用や遊休農地を抑制し、優良農地の保全を図ります。</li> <li>✓ 建築物の建設等や土地の形質の変更などの際には、山並みの眺望を意識し、田園景観となじむような配置、形態・意匠に配慮します。</li> <li>✓ 各所で行われている花のあるまちづくりを推進します。</li> <li>✓ 河岸段丘や河川は、防災対策を第一に、保全を図りつつも景観への配慮に努めます。</li> </ul>
市街地区域	<p>住民生活の中心拠点として活気と魅力があり、快適で潤いのある景観づくりを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 建築物の建設等や土地の形質の変更などの際には、産業振興を基本とし、個性を活かしつつ、賑わいを感じられるようコミュニティの集積が保てるような配置、形態・意匠に配慮します。</li> <li>✓ 周辺の樹木や田園の緑地の活用、花植えなどにより、まちの緑化に努めます。</li> <li>✓ 空き家などは、再利用や撤去など適切な管理に努め、安全の確保と賑わいを高めます。</li> <li>✓ 緩衝帯の設置や道路から見える建物の色彩や素材などに配慮し、自然豊かで優良な工業団地としてのイメージを高めます。</li> </ul>

(2) 重点地区

重点地区	上段：基本方針／下段：景観づくりの方策
沿道景観軸	<p>町内外問わず多くの人の目に触れ、町を印象づける重要な視点場として、両アルプスが見える景観づくりを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 沿道の建築物の連続性などの調和に配慮し、道路からの両アルプスの眺望を確保します。</li> <li>✓ 通過する人へのおもてなしとして、沿道の緑化や花植えなどにより、両アルプスが映える沿道を演出します。</li> <li>✓ 道路の機能に応じ、安全の確保とともに、快適でゆとりのある沿道を形成します。</li> </ul>

### (3) 参加の仕組みづくり

#### ① 景観意識の向上

良好な景観の形成は、地域に暮らす町民の景観への関心と積極的な参加によって実現されます。地域の景観に対する関心を高め、多くの人々が景観形成に取り組めるよう、景観啓発活動を通じて町民の意識向上を図ります。

#### ② 地域景観活動の促進

本町の美しい景観を維持するためには、行為の制限だけでなく、町民や事業者による清掃活動や緑化活動など、日常的な景観への関わりが重要です。これらの地域景観活動が無理なく継続できるよう、活動に対しての支援や参加できる仕組みを検討します。

### (4) 屋外広告物の適正な誘導

町内各所からの眺望に配慮し、景観を美しく保つため、屋外広告物の設置場所やデザインについて適切に誘導します。また、デジタルサイネージなど新しい表現方法にも柔軟に対応し、現代のニーズに即した屋外広告物の設置を進めます。

- 町の豊かな自然と調和するよう、田園景観を損なわない屋外広告物への転換や誘導を促進します。
- 主要道路沿いの風景に調和し、大きさや色が過度に目立つ屋外広告物を避け、多くの人の目に触れる沿道の景観を守ります。
- 町内の多様な場所から望まれる景観を保護し、屋外広告物が眺望を妨げないよう配慮します。
- 町民にとって有益な情報源となる屋外広告物が、生活に役立つ情報を提供しつつ、景観との調和を保ちながら利便性を高めます。

## 6-5 都市防災

### 【基本的な考え方】

近年、地震、台風、豪雨などの自然災害が頻繁に発生しており、水害や土砂災害の規模も年々激甚化しています。特に市街地では密集した建物や交通インフラが、災害時の被害を拡大させるリスクを高めます。また、多様な都市機能や経済活動が集中しているため、これらの機能を災害時に維持し、迅速に回復させることが求められています。

本町は、東海地震に関連する地震防災対策強化地域及び南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、これらのリスクに対応した防災対策を講じる必要があります。このため、施策の一環として、ハザードマップの作成を行い、町民に各種災害の危険性を広く伝えるとともに、住宅の耐震診断や耐震改修への支援など、町民の安全確保を目的とした取り組みを進めています。さらに、多くの町民が利用する公共施設の耐震化率は100%に達しており、公共施設の耐震化を進めてきています。

都市防災の目的は災害の完全な回避ではなく、被害を最小限に抑え、災害後に速やかに社会活動を再開できるようにすることです。そのためには、災害に強いインフラ整備に加え、町民の防災意識の向上や緊急時の迅速な対応体制の整備が欠かせません。

町民の生命と財産を守り、安全で安心な日常生活を維持するため、災害に備えた総合的な防災体制を確立し、災害に強いまちづくりを推進します。都市防災に関連する具体的な施策の実施に際しては国や県の防災対策に加え、「飯島町地域防災計画」や「飯島町国土強靱化地域計画」などの既存の防災計画に基づき、総合的かつ計画的に進めていきます。

### 【都市防災の方針と施策】

#### (1) 都市防災機能の強化

防災機能を備えたオープンスペース確保のため、道路や公園などを計画的に整備し、災害に強い市街地形成を進めます。

また、緊急輸送路や住宅が密集している地域の幹線道路など、地震時の避難や救助活動、物資輸送に重要な役割を果たす道路については、沿道建築物の実態調査等を基に、代替機能のある路線の整備状況等を踏まえつつ、その沿道建築物の耐震化を推進します。

#### (2) 土地利用の規制誘導

災害リスクの低減を図るため、土地利用の適正化を推進します。災害リスクの高い地域での新たな開発を抑制するとともに、安全な地域への誘導を促進します。また、ハザードマップを活用し、災害リスクの高い地域での建物の建築や土地利用に関する指導・助言を強化し、被害の未然防止に努めます。

#### (3) 既存建物の安全対策

既存建物の耐震化・不燃化を促進し、地震や火災に強い市街地の形成を図ります。耐震診断や耐震改修、耐震シェルターの設置や瓦屋根の点検への支援制度を充実させ、特に住宅における安全確保を重点的に行います。さらに、老朽化した危険な空き家の除却に対して支援し、住民の生命と財産を守る安全なまちづくりを進めます。

(4) 自然災害対策

水害や土砂災害などの自然災害への備えを強化します。河川や急傾斜地については、被害を未然に防止するため、必要な対策を国や県と協力して取り組みます。また、気象情報の早期把握と町民への迅速な情報提供体制を強化し、警戒避難体制の充実を図ります。

(5) 町民主体の防災力の向上

地域住民と連携した防災・減災活動を推進し、町民の自助・共助の精神に基づく災害に強い地域づくりを目指します。また、災害時の安全性を高めるとともに、日常的な地域コミュニティの活性化に取り組み、非常時における地域の防災力の向上を図ります。

## 6-6 脱炭素まちづくり

### 【基本的な考え方】

脱炭素・循環型社会の構築を図り、持続可能で活力ある国土づくりを推進する観点から、都市における温室効果ガスの排出削減が求められています。このことから、国や産業界では脱炭素社会の実現に向けた取り組みが加速しています。

国は、2050年までにカーボンニュートラルを達成することを目標に掲げ、地域における脱炭素社会の実現に向けたロードマップを策定し、再生可能エネルギーの主力電源化などを推進しています。

長野県においても、「長野県ゼロカーボン戦略」を策定し、森林吸収量を加味した温室効果ガス正味排出量を2030年までに2010年度比で60%削減、2050年度までに102%削減することを目指しています。この戦略では、再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギー性能の高い住宅・建築物の普及など、地域特性を活かした施策が展開されています。

本町では、令和4（2022）年10月29日に「飯島町カーボンニュートラル宣言」を表明し、2050年までに町の二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「カーボンニュートラル」の実現を掲げています。これを受け、「飯島町カーボンニュートラル実行計画」を策定し、2013年度比で2030年度までに二酸化炭素実質排出量\*を52%削減、2050年までに102%削減するという明確な目標を掲げました。この目標を達成するため、再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの推進、森林吸収対策を通じて、地域全体の温室効果ガス排出量の削減を目指しています。

まちづくりの観点からは、コンパクトシティの形成と公共交通の充実を図り、二酸化炭素排出量の増加を抑制する都市構造への転換を促進します。また、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策を強化し、地域のエネルギー自給率の向上を目指します。さらに、公共事業においてはグリーンインフラの導入を検討し、町の気候適応能力を高めるとともに、自然環境との調和を図ります。

これらの取り組みを一体的に推進することで環境負荷を抑制し、持続可能な脱炭素まちづくりを実現します。

### 【脱炭素まちづくりの方針と施策】

#### （1）集約型都市構造への転換

まちの無秩序な拡大を抑制し、人の移動や物流に伴う二酸化炭素の排出の抑制に寄与します。また、将来都市構造で位置づけた拠点を中心に、公共施設や医療・福祉・商業施設などの日常生活に必要な機能が身近に確保され、それらを効率よく利用できる集約型都市構造への転換を図ります。

#### （2）公共交通機能の充実

公共交通におけるDX・GXの推進を通じた効率化と環境負荷の低減を進めます。具体的には、運行データの広域共有・分析を行い、需要予測に基づくダイヤの組み換えや車両の適正配置の検討、また、地域の実情に即した柔軟な輸送を実現します。これにより、車両の走行距離の削減と混雑の緩和を通じ、CO<sub>2</sub>排出量の低減を図ります。

### (3) 省エネルギー性能の高い建築物の普及

Z E H、Z E Bなど高い省エネルギー性能を持つ建物の普及を進めます。新築や改修の機会を捉え、断熱性能の向上や、太陽光発電、L E D照明などの導入を促進することにより建物のエネルギー消費を削減し、エネルギー効率が良く温室効果ガスの排出が少ない環境を実現します。

### (4) 森林保全と活用

町の5割以上を占める森林は二酸化炭素の吸収源として有効であり、その機能を維持・強化するために、間伐や木材利用の推進、樹木の更新など適正な管理と乱開発の抑制に努めます。

また、木質バイオマスや小水力発電など、再生可能エネルギーの生産の場としての活用を図り、地域資源の有効活用を推進します。さらに、森林吸収量の向上を目指し、植樹や育樹、里山保全活動を通じて、自然環境の保全と温暖化対策を一体的に進めます。